

(ご参考) 会計に関する用語解説

(1) 監査基準及び監査に関する品質管理基準

① 財務諸表監査とは

企業の経済活動や経済事象についての経営者の主張である財務諸表と一般に公正妥当と認められる企業会計の基準との合致の程度を確かめるために、公認会計士または監査法人が、財務諸表に関する証拠を独立的な立場で収集し評価するとともに、その結果を監査報告書で利害関係者に伝達する体系的な過程。

実際の監査は、財務諸表作成の基礎となる伝票、帳簿、証憑、契約書、その他の書類、そして内部統制や経営環境等も対象とする。(財務諸表が作成されるプロセスを監査し経営環境等も考慮しなければ、財務諸表が財政状態や経営成績それにキャッシュフローの状況を適正に表示しているか判断できないため)

② 監査基準及び監査に関する品質管理基準とは

財務諸表監査の主体となる監査人の資格と条件ならびにその監査行為は、社会が公正妥当と認めた基準を満たすものでなければならないとされている。＝一般に公正妥当と認められる監査の基準

一般に公正妥当と認められる監査基準は、企業会計審議会により定められた「監査基準」及び「品質管理基準」より構成され、監査基準には、「監査の目的」「一般基準」「実施基準」「報告基準」について統一的な基準が定められており、全ての監査法人が財務諸表監査において準拠すべきものとなっている。

監査における品質管理基準は、監査を実施する監査法人自らが上記の「監査基準」に基づき適正な財務諸表監査が実施されたかどうかを検証することを義務付けたもので「監査契約の締結」「監査計画の策定」「監査業務の実施」など財務諸表監査業務全般について、日常的監視および定期的な検証を義務付けたもの。

(2) リスク評価(固有リスク、統制リスクを含む)

財務諸表監査における「監査基準」においては、財務諸表全体及び財務諸表項目についてリスク評価を実施したうえで、リスクの態様に応じた監査計画の策定・監査手続きの実施をすることと定められている。

リスク評価の目的は「財務諸表における重要な虚偽の表示」を見逃して誤った意見を形成するリスク(以下、監査リスク)」を防止することにある。

上記の監査リスクは、固有リスク、統制リスク、発見リスクという3つの要素から構成され、固有リスクと統制リスクの二つを結合したリスクとして評価した財務諸表全体及び財務諸表項目レベルの「重要な虚偽の表示リスク」をもとに、発見リスクに応じた実証手続の範囲及び時期を決定する。

監査リスク＝重要な虚偽表示のリスク×発見リスク

重要な虚偽表示のリスク＝固有リスク×統制リスク

(注1) 固有リスク

関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスクや、特定の取引、勘定残高、開示等が本来有するリスクからなる。

(注2) 統制リスク

財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は発見・是正されない可能性

(注3) 発見リスク

企業の内部統制によって防止又は発見・是正されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続きを実施しても発見されない可能性。

(注4) 内部統制

「事業経営の有効性と効率性を高め、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営に係る法規の遵守を促すこと」を目的として企業内部に設けられて運用される仕組み。以下の5つの要素が経営管理の仕組みに組み込まれることにより機能する。

① 統制環境

経営理念や経営方針、取締役会や監査役などの監視機能、社風や

慣行等での内部統制の基盤

- ② リスク評価
経営リスクを認識し、その影響を評価し、対応方針を決定する機能。
- ③ 統制活動
経営者等の命令・指示が適切に実行されるように定めた方針・手続き。権限付与、業績評価、職務分掌等がある。
- ④ 情報伝達
必要・適切な情報が関連部署に適時に伝達される機能
- ⑤ モニタリング
内部統制の有効性・効率性を継続的に監視・評価し、弱点を是正することを可能にする機能。

(3) 一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準

財務諸表の作成に関して準拠すべき基準をいい、監査人の財務諸表の適正性に関する判断の基準となる。

これには、監査対象の財務諸表に適用される会計基準、会計処理に関連する指針及び一般に認められる会計実務慣行を含んでいる。

(財)自動車リサイクル促進センターの場合、適用される会計基準は平成16年10月改定の公益法人会計基準。

(4) 各監査要点(実在性、網羅性、権利と義務、評価、期間按分、表示)

① 監査要点

財務諸表の基礎となる取引や会計事象等の構成要素について立証すべき目標をいう。

例えば、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性(期間帰属の妥当性)、表示の妥当性が挙げられる。

② 実在性

資産及び負債が実際に存在し、取引や会計事象が実際に発生していることをいう。

③網羅性

計上すべき資産、負債、取引や会計事象をすべて記帳していることをいう。

④権利と義務の帰属

計上されている資産に対する権利及び負債に関する会社に帰属していることをいう。

⑤評価の妥当性

資産及び負債を適切な価額で計上していることをいう。

⑥期間配分の適切性(期間帰属の妥当性)

取引や会計事象を適切な金額で記録し、収益及び費用を適切な期間に配分していることをいう。

⑦表示の妥当性

取引や会計事象を適切に表示(開示)していることをいう。

(5)合理的な保証と限定的な保証

合理的な保証とは、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査の限界のもとで、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて得た絶対的ではないが相当に高い程度の心証をいう。(年度会計監査の場合は合理的な保証となる)

合理的な保証と限定的な保証の差異は、公認会計士等が行う保証業務によって付与される一定の信頼性の程度の相違であり、また保証業務の実施結果としての結論の報告(表明)形式の差異となる。(合理的保証業務の場合は積極的形式によって結論を報告し、限定的保証業務の場合は消極的形式によって結論を表明する)

(6)東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見
表明業務

東京証券取引所は、新興企業市場「マザーズ」の上場会社に対して、四半期財務情報の公表を義務付け、また四半期財務諸表に係る公認会計士等による意見表明のための報告書の提出を求めている。

上記意見表明のための手続きとして、日本公認会計士協会により、「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務(中間報告)」がなされた。

これは、国際監査・保証基準審議会が公表する国際レビュー業務基準等に定められている「財務諸表に対するレビュー業務」に類似する業務と考えられており、日本においては、法令に基づくものではないが、制度として初めて監査以外の保証業務が導入された事例。